

第十七條

組合員耕地の利用セントアルトヤハ其耕地、宋地番又別並二期  
限等ヲ組合ニ申出スルコトヨリ要ス。

組合長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ申込人ハ該否ヲ通知不毛トス

第十八條 耕地ヲ耕作セシメタル組合員へ対シニハ別三定ムル契約書ヲ  
差出サシムルコト

第十九條 組合員ハ耕作シタル耕地ニ對シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

第二十條

利用料ハ玄米ヲ以テシ所定、利用料ヲ標準トシ各員、査定ヲ経テ每年七月二五日組合員ニ公示スルモノトス

第十一條 利用料ハ組合長ノ指定シタル期日場所ニ納付スルモノトス

第十二條

組合員利用料、納付リ愈リタルトキハ期日後一日ニ付萬

分金、過怠料ヲ徵集ス。但シ止ム年卫オル事情ニ依リ徵メ組合

長ニ承諾ヲ得タル及ハ此限リニアラス

第十三條

組合長ハ耕地利用状況ヲ調査シ利用ノ條件ニ又スルモ

第十四條

アリト認ムル時ハ組合員チシテ其耕地ヲ返還セシムルストアルベシ

第十五條

本組合ノ利用料一石ニ付土地提供者ヨリ四升自作者ヨリ六升

利用者ヨリ二升ノ積立ヨリノ全員ニ付テ自作ト認メタル場合又ハ

32

期間中事故ナク終結シタル場合利用者ノ別ニ定ムル規定ニ依リ

貸與入